主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人近藤亮太の上告趣意について。

論旨は、結局原審の自由裁量に属する証拠の判断、取捨及び事実の認定を非難するものに過ぎないから、これを採用することはできない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二五年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	⊞	藤	裁判官